

越 監 公 表 第 1 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年（2022年）11月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

# 令和4年度(2022年度) 第3回 定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

越谷市監査基準

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和4年度分）

市民協働部

- ・市民活動支援課 荻島地区センター 蒲生地区センター
- ・くらし安心課
- ・市民課 パスポートセンター
- ・北部出張所
- ・南部出張所

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

| 重要リスク                | 監査の着眼点（主なもの）  |
|----------------------|---|
| 1 業務の遅滞が発生するリスク      | ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。<br>イ 督促、催告及び時効更新手続きは適時、かつ適正に行われているか。  |
| 2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク | ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。<br>イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。 |
| 3 過大支出・過少支出が発生するリスク  | 旅費の支出について   |
|                      | ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。<br>イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。   |

## 5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
  - ① 調定事務
  - ② 収納事務
  - ③ 現金取扱事務
  - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
  - ① 旅費の支出事務
  - ② 契約事務
  - ③ 補助金等の交付事務
  - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
  - ① 物品の管理
  - ② 公有財産の管理
  - ③ 債権の管理
  - ④ 基金の管理

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

### (2) 日程

令和4年(2022年)10月12日(水)から同年11月29日(火)まで

## 7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、市民協働部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、又は今後、所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

#### (1) 調定事務において、行政財産使用料の計算に誤りのあるものがあった。

行政財産使用料の計算方法については、越谷市行政財産の使用料に関する条例及び同施行規則等の定めるところによるものとされている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、使用料の計算に誤りがあったため過少

に徴収していたものである。（市民活動支援課）

**（２）収納事務において、行政財産使用料の徴収が行われていないものがあった。**

行政財産使用料の徴収については、越谷市会計規則及び越谷市行政財産の使用料に関する条例等の定めるところによるものとされている。

当該使用料の収納状況を確認したところ、行政財産の使用を許可したにも関わらず、徴収の手続きを行っていなかったものである。（市民活動支援課）

**【指導事項】**

<収入事務>

（１）収納事務

- ① 納期限の設定に誤りがあったもの。（暮らし安心課）
- ② 督促状の送付を行っていなかったもの。（市民活動支援課）
- ③ 私人に委託した収納金の払込期日に係る決裁を受けていなかったもの。  
（市民活動支援課・暮らし安心課）

<支出事務>

（２）契約事務

- ① 指定管理者の事業計画書に係る決裁を受けていなかったもの。  
（市民活動支援課）

<財産管理>

（３）公有財産の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。（パスポートセンター）